

国立研究開発法人の抱える 運営上の課題について

平成28年11月29日

国立研究開発法人協議会

国立研究開発法人の抱える運営上の課題について

1. 国立研究開発法人の果たすべき役割

- 国立研究開発法人は科学技術イノベーション政策等の国の諸政策を踏まえて研究開発に係る事務及び事業を行う法人。
- 国家的又は国際的な要請に基づき、長期的なビジョンの下、民間では困難な基礎・基盤的研究のほか、実証試験、技術基準の策定に資する要素技術の開発、他機関への研究開発費の資金配分等に取り組む。
- 民間では困難な大規模・最先端の研究基盤を整備・共用。
- これらを通じて成果を社会に還元し、「研究開発成果の最大化」を図る。
- 上記認識のもと、運営課題分科会TFで当座、一般管理費等削減、税制、調達等を中心に論点整理を行った。

2. 現状

- 運営の基盤となる「運営費交付金」は国立大学法人同様、年々削減傾向が続いている。(別紙1)
- これに加え、国立大学法人と異なり一般管理費の削減義務が中期目標上課されている。
(累計すると平成27年度末で▲30%(平成13年度比)) (別紙2)
- 設立の沿革、経緯等により、税制上の扱い及び調達等で国立大学法人と比べ不利な点がある。
(別紙3-1, 3-2, 3-3)
- その他国立大学同様、研究開発成果の最大化を図るために改善すべき制度上の課題が多々ある。(別紙4)

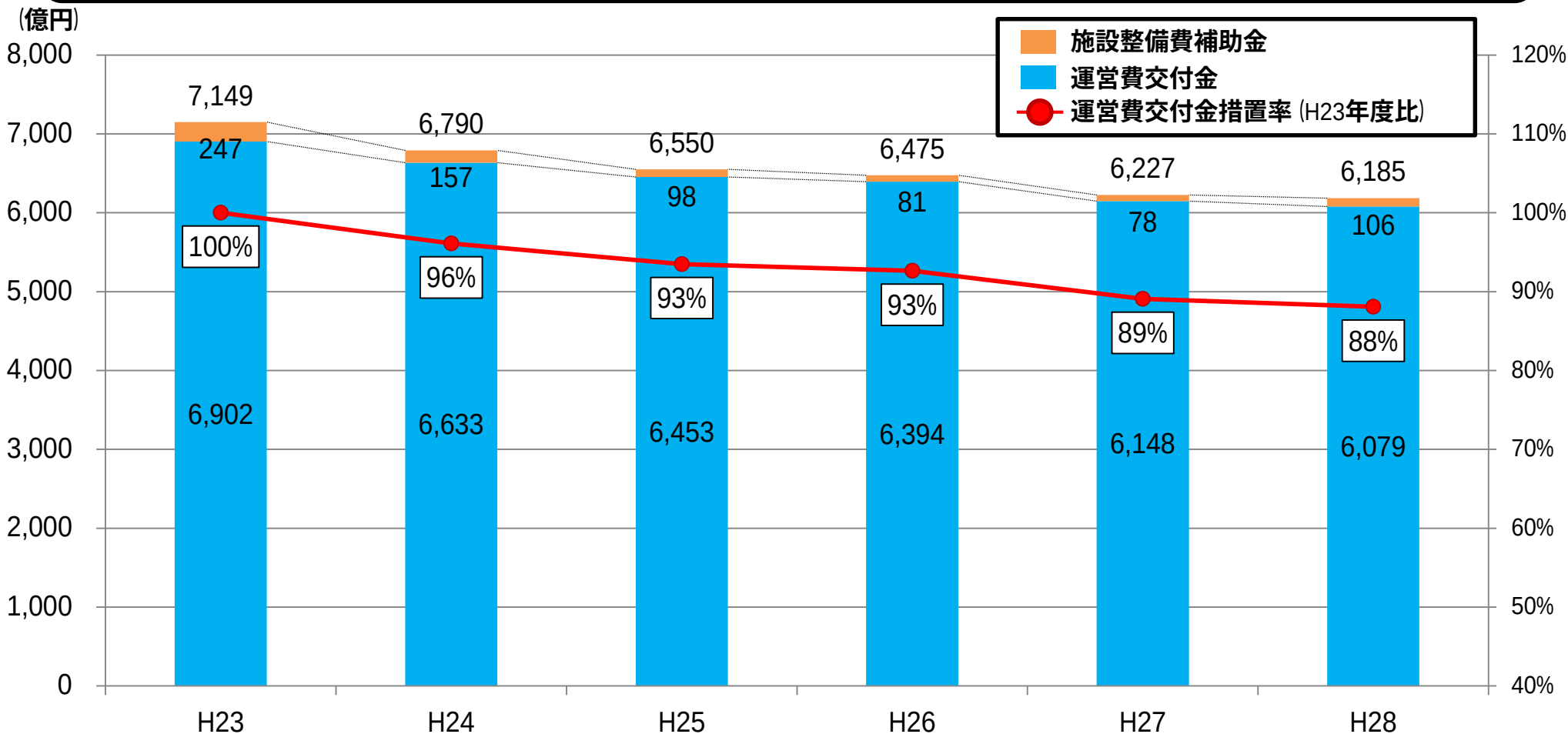
3. 今後の課題と展望

- 課題解決型の成果の創出、能動的な産学連携・知財戦略の策定、安全安心な研究インフラのマネジメント、科学コミュニケーション、グローバル展開、オープンサイエンスの推進等について今後更に機能強化が必要。
このほか、内部統制システムの構築、安全管理や情報セキュリティ等にも対応が必要。
- そのためには、国立研究開発法人が抱える諸課題の解決として、まずは国立大学法人よりも不利な条件を同程度の水準とすべきではないか。
- その上で、国立大学法人同様法人運営上の諸課題について関係府省と連携しながら働きかけを行っていくことが肝要。

国立研究開発法人の運営費交付金の推移

別紙1

国立研究開発法人の運営費交付金は、第4期科学技術基本計画が開始した平成23年度から平成28年度までに約823億円（約12%）減少している。

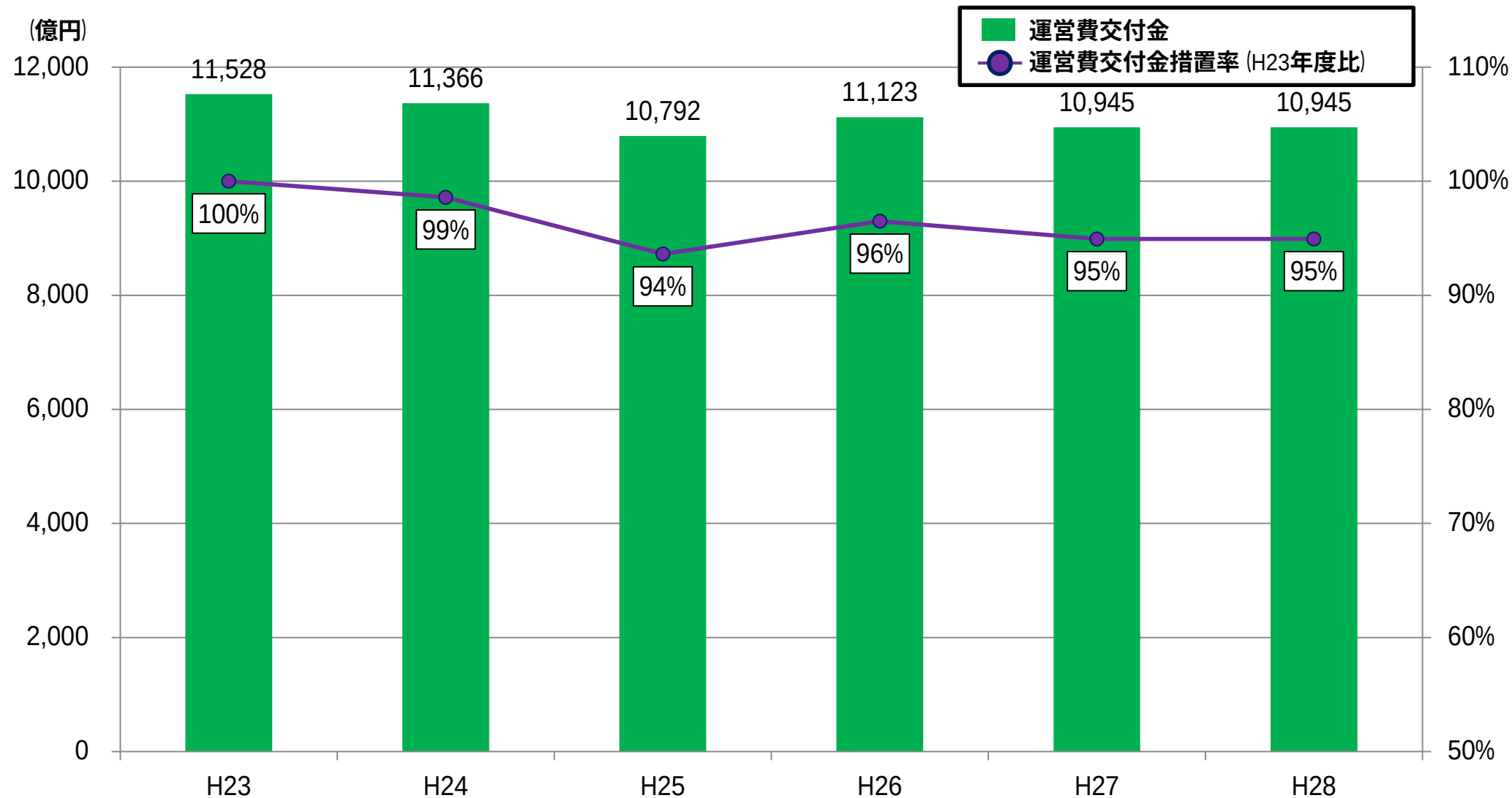


<留意事項>

- u 出典：財務省「予算及び財政投融资計画の説明」をもとに運営課題分科会事務局にて作成。
- u 各年度の計数は、各年度の一般会計当初予算額を掲載している。
- u 四捨五入により、各項目の合計は必ずしもグラフ上部の合計額と一致しない。
- u 過去に統合された法人も含めて集計している。

国立大学法人の運営費交付金の推移

参考



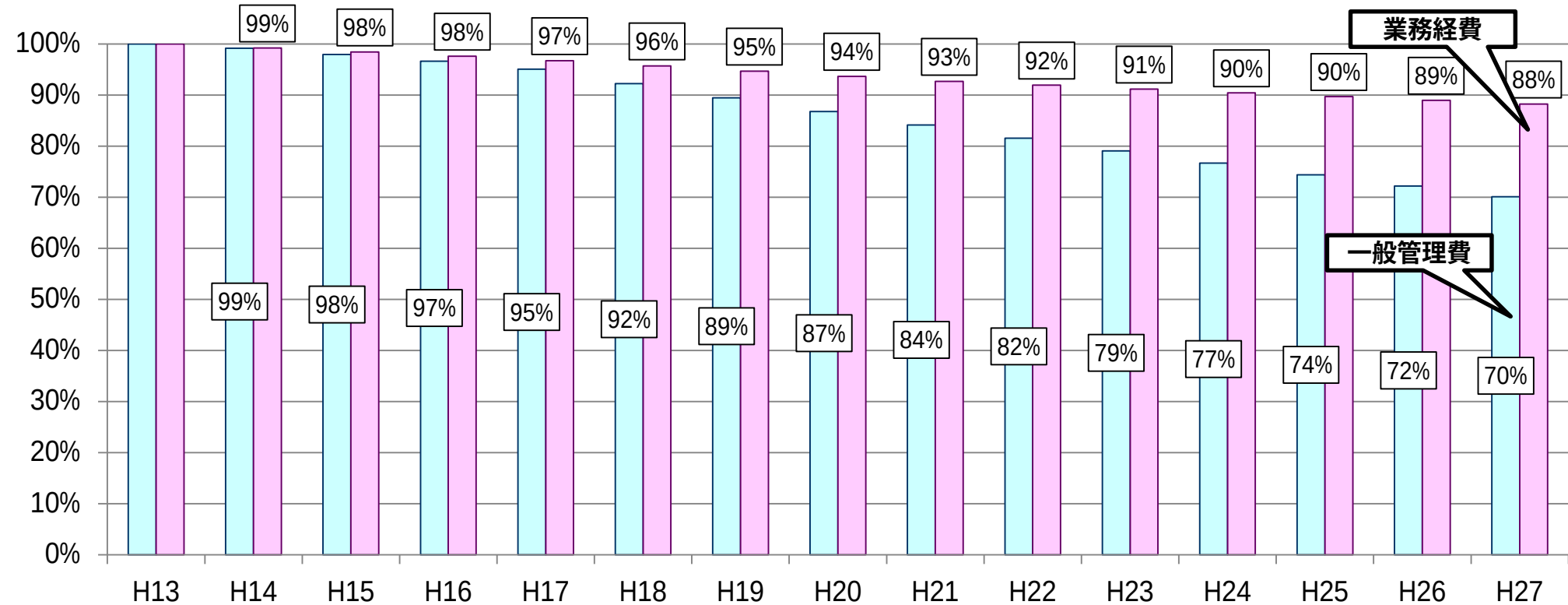
<留意事項>

- u 出典：財務省「予算及び財政投融资計画の説明」をもとに運営課題分科会事務局にて作成。
- u 各年度の計数は、各年度の一般会計当初予算額を掲載している。

国立研究開発法人の一般管理費等削減率

別紙2

国立研究開発法人の業務経費は、平成27年度末時点で約10%削減を行っている。
さらに、一般管理費についても約30%削減を行っている。



<留意事項>

- u 平成13年度を基準とした一般管理費及び業務経費の比率を各法人の削減率の平均を乗じて示したもの。
- u 法人によっては予算増となっている年度もあるが、あくまで削減率で比較している。
- u 各法人の削減率の平均とは、中期目標等に定められている法人の一般管理費及び業務経費の削減率（中期目標期間で削減率が定められている場合は各年度に換算）を当該年度に存在する法人で平均したもの。
- u 各法人の中期目標等によりそれぞれの削減の対象外とされている経費（人件費、特殊経費等）はあるが統一基準はない。
- u 例えば、一般管理費として運営費交付金以外の自己収入等を支出したと場合も、一般管理費全体として削減の対象となる。
- u 運営課題分科会に参画している26法人のうち、現時点で回答があった法人は24法人。

国立研究開発法人と国立大学法人の相違

別紙3－1

同じ研究開発を実施している国立研究開発法人と国立大学法人では、税制や経営努力認定、随意契約限度額等について違いがある。

区分	法人税 (収益事業)	印紙税	固定資産税	寄附金税制 (企業側の 損金算入)	経営努力 認定	随意契約 限度額 (物品購入)
国立研究開発法人	課税 (※1)	課税 (※2)	課税 (※3)	限度額有 (※4)	50% (※5)	160万円
国立大学法人	非課税	非課税	非課税	全額損金 算入	100% (※6)	500万円 (※7)

- ※1 財務省が指定している法人。(国又は地方公共団体以外から出資を受けている法人と対応している。) 勘定によっても異なる場合がある。
- ※2 総務省が指定している法人。(国又は地方公共団体以外から出資を受けている法人と対応している。)
- ※3 特に特殊法人から国立研究開発法人となったところに多い。統合しても特殊法人から継続して事業を行っている部門は納税義務も承継しており、法人内でも取り扱いが異なる。
- ※4 $\text{限度額} = [(\text{所得金額} \times 6.25\%) + (\text{資本金額等の金額} \times 0.375\%)] \div 2$
- ※5 経営努力により運営費交付金で賄う費用を節減した場合。経営努力による収入の増加や費用の減少の場合及び知的財産収入による利益は100%となる。
- ※6 行うべき事業を行ったことを立証できる場合。なお、行うべき事業を行ったとは、学生収容定員を在籍者が一定率以上で充足することで説明可。
- ※7 国立大学法人によって異なるが、概ね500万円。(別紙3－2関連)

国立研究開発法人の税制等

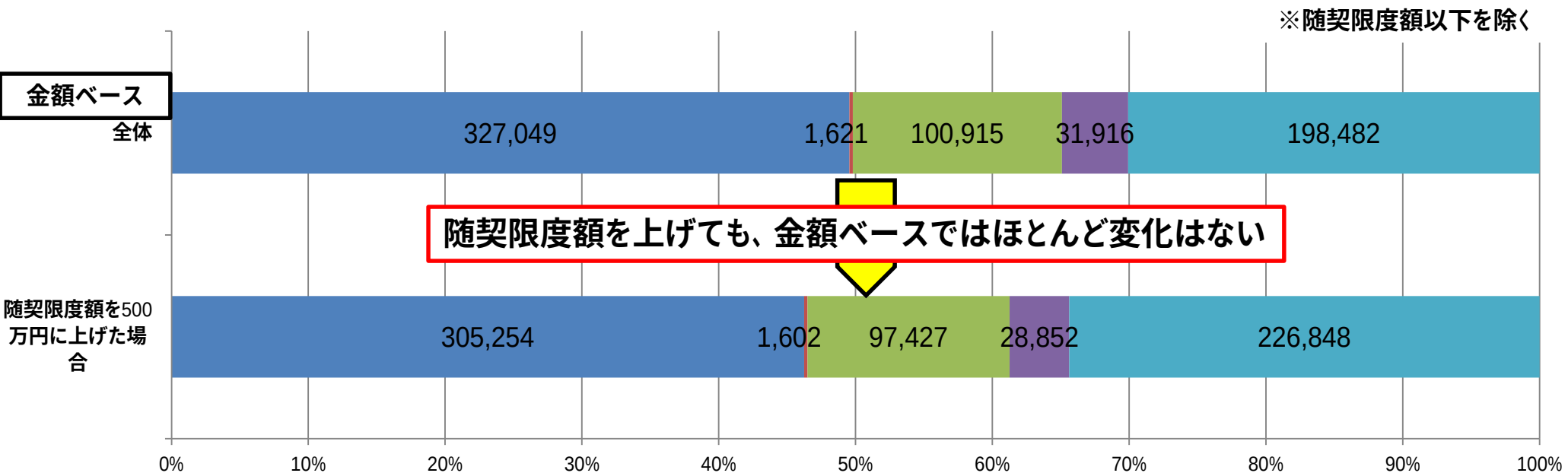
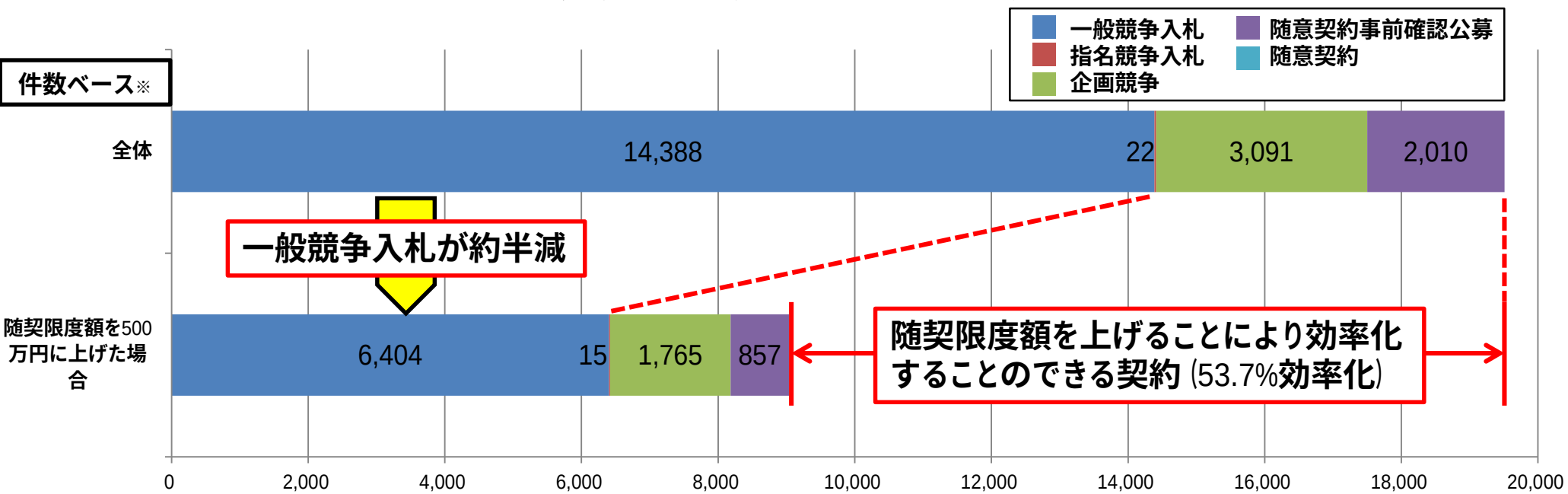
参考

法人名 (全27法人)	法人税納税義務 (収益事業)	(参考) 国又は地公体以外 の出資の有無	印紙税 納税義務	固定資産税 納税義務
日本医療研究開発機構	×	×	×	○
情報通信研究機構	○	○	○	○
物質・材料研究機構	×	×	×	×
防災科学技術研究所	×	×	×	×
量子科学技術研究開発機構	×	×	×	○
科学技術振興機構	○	○	○	○
理化学研究所	○	○	○	○
宇宙航空研究開発機構	○	○	○	○
海洋研究開発機構	○	○	○	○
日本原子力研究開発機構	○	○	○	○
医薬基盤・健康・栄養研究所	×	×	×	○
国立がん研究センター	×	×	×	×
国立循環器病研究センター	×	×	×	○ (職員宿舎等)
国立精神・神経医療研究センター	×	×	×	×
国立国際医療研究センター	×	×	×	×
国立成育医療研究センター	×	×	×	×
国立長寿医療研究センター	×	×	×	×
農業・食品産業技術総合研究機構 ※勘定により取扱が異なる	○	○	○	○
国際農林水産業研究センター (参考)	×	×	×	×
森林総合研究所	×	×	×	○
水産研究・教育機構	×	×	×	○
産業技術総合研究所	×	×	×	×
新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	○	○	○
土木研究所	×	×	×	×
建築研究所	×	×	×	×
海上・港湾・航空技術研究所	×	×	×	×
国立環境研究所	×	×	×	×
合計	8	8	8	14

国立大学法人 (参考)	×	×	×	×
-------------	---	---	---	---

国立研究開発法人の調達等

別紙3-2



随契限度額を上げて、金額ベースではほとんど変化はない

経営努力認定について①

国立研究開発法人と国立大学法人の比較 (概略)

〔経営努力認定〕

決算で生じた運営費交付金による剰余金を、財務省協議や主務大臣による承認を経て目的積立金として翌年度以降に繰り越す制度。

	国立研究開発法人	国立大学法人
1. 要件	①経営努力による収入の増加や費用の減少であることを法人が合理的に説明できること ○収入の増加や費用の節減が、<u>当該事業年度において新規に生じたこと</u>。 ○前年度以前になされた取組で1年以上効果が継続しているものについては、<u>原則初年度のみ</u>認める。 ○収入の増加や費用の節減が、外部要因によらず<u>法人の自主的な活動によるもの</u>であること。 ②経営努力により運営費交付金で賄う費用を節減したことを法人が合理的に説明できること。 ○費用の節減が、<u>当該事業年度において新規に生じたこと</u>。 ○費用の節減が、外部要因によらず<u>法人の自主的な活動によるもの</u>であること。 (注1) 利益は、<u>運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づかない収入から生じたもの</u>であることが必要 (注2) 利益は、収入から、これを得るために要した費用を適切に見積もって算定した上で、控除した金額 ③上記の他、特許等による知的財産収入に基づく利益の全てを経営努力と認める。	○中期計画において記載された教育研究に係る当該事業年度における<u>行うべき事業を行ったことを立証</u>すること。 →客観的な指標である<u>学生収容定員を在籍者が充足していること</u> →特に、特別教育研究経費により措置された事業及び法人内予算におけるプロジェクト事業等については、<u>具体的な成果又は実施状況</u>
2. 認定される割合	①、③の場合、100% ②の場合、50%	100%

経営努力認定を、国立大学法人並みの制度とすれば、国立研究開発法人にとって有効かどうか、大学関係者等のヒアリングを含め、より詳細に検討する必要があるのではないか。

例えば以下のような理由が挙げられる



- **認定時期は11月～1月。**（つまりこれ以降でないと**執行不可**）
→そもそも認定の可否やその時期などが不確定で、現実的に使える経費としない（予定が立たない）
- 目的積立金を申請するということは**使い残した予算がある**ということ
→剰余金（目的積立金）があることで概算要求を切る材料となり得るとも聞く
→これまで費用進行基準で何ら問題なかったところ、業務達成基準の原則化により、本制度を活用すべきなのか注視が必要か
- 国立大学法人では運営費交付金以外にも学生納付金や病院収入等の**多額の自己収入が存在。**
→これらの財源をどのように使い分けているか、大学の状況について分析が必要

改善すべき制度上の課題

